

直方市IT 事業者誘致補助金の概要について

本事業では、直方市のデジタルトランスフォーメーションを推進し、市内全域の新たな産業を創出するために、中心市街地にてIT 事業を営もうとする方を対象に、事業所の改装費や家賃等の一部を補助します。

補助対象者

中心市街地内で情報サービス業（日本標準産業分類大分類Gの中分類39）又は、インターネット附随サービス業（日本標準産業分類大分類Gの中分類40）を営むための事業所を開設する者
※ 中心市街地内での事業所の移設は対象外

補助条件

- ・市町村税等の滞納がないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及び暴力団関係者でないこと

補助対象とならない経費

- ・住居部分など、直接事業の用途に付さない部分に係る経費
- ・国、県、市からすでに補助金を受けた経費
- ・消費税及び地方消費税額

補助金支給額

補助率：補助対象経費の 1 / 2

（市が指定する条件を満たした場合、補助対象経費の 2 / 3）

上限額：500万円

補助対象経費

以下の経費の総額が税抜き50 万円以上となる事業

- ・内装外装工事費
- ・建物と一体的な什器、備品の購入に係る経費（税抜き1 品1 万円以上）
- ・事業所の賃料（最大3月分）
- ・事業所のインターネット通信料（最大3月分）
- ・ソフトウェア及び設備機器賃借料（最大3月分）
- ・既存設置物の撤去費及び処分費
- ・店舗部分と住宅の分離に関する工事費
- ・広告料（広告宣伝費）
- ・事業所の開設準備のための旅費及び交通費

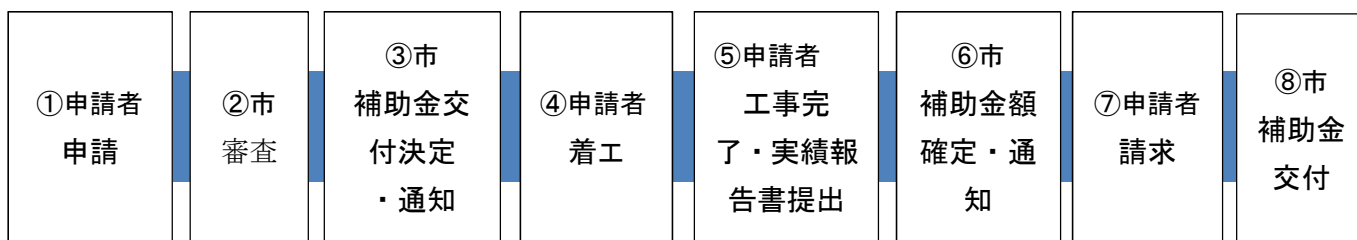
※広告料・旅費は補助対象経費総額の10%以内を補助対象とします

補助率が 2 / 3 になる際の条件

- ① 事業完了後、6月経過ごとに1回、計2回経過報告書を提出する
- ② 直方市が行う産業振興事業に協力する

補助金交付までの流れ

※ 補助金交付決定通知前に着工した場合は、補助の対象となりません。



注意事項

○事業完了および実績報告書の提出は、事業完了後30 日以内又は、2021年3月10日までのいずれか早い日までに終える必要があります。

○詳細は、直方市IT 事業者誘致補助金交付要綱をご確認のうえ、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

直方市商工観光課（工業振興係）TEL：0949-25-2155
E-mail n-kogyo@city.nogata.fukuoka.jp